

入 札 公 告

被留置者用弁当の購入に係る一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第148条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月1日

福井県知事 杉 本 達 治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 案件名称

被留置者用弁当の購入（単価契約）

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および年間見込予定数量

被留置者用弁当	朝食	7, 100食
	昼食	7, 100食
	夕食	7, 100食

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

福井県福井市開発5丁目103-1
福井県警察本部警務部留置管理課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により競争入札参加資格者名簿に登録された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 契約条項を示す場所および入札説明書等の交付場所

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880(内線2271)

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(入札説明書別記様式1)に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年3月1日(金)午前8時30分から

令和6年3月18日(月)午後5時まで

(2) 提出先

3に同じ。

(3) 申請書等の提出方法

持参または配達記録の残る書留郵便等(提出期間内に必着)により提出すること。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

ア 提出先

3に同じ。

イ 提出方法

入札書(入札説明書別記様式3)を持参または配達記録の残る書留郵便等(提出期間内に必着)により提出すること。

(2) 入札書の提出期間

令和6年3月25日(月)午前8時30分から午後5時まで

令和6年3月26日(火)午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和6年3月27日(水)午前10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1 福井県警察本部入札室

6 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された総額(合計額)が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札書に記載された品目毎の単価が、すべて予定価格(単価)以下である場合に落札者とする。

なお、設定した品目毎の予定価格(単価)を上回る場合は、当該上回る単価の品目については、落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格(単価)を上回る場合は、全品目について落札候補者としての資格を失い、次順位を落札候補者とする。以下、全品目について予定価格(単価)以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。

- (2) この入札の落札決定の効果は、令和6年度当初予算発効時において生じるものとする。

7 その他

- (1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨については、日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

- (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。なお、この届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。